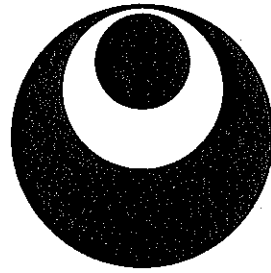


沖 縄 県
労働委員会年報

平成 25 年 版



平成26年 3 月

沖縄県労働委員会事務局

ま え が き

この年報は、沖縄県労働委員会が平成25年1月から12月までの間に取り扱った調整・審査事件の内容や諸会議の概況等の活動状況を整理収録したものです。

平成25年に当労働委員会が取り扱った事件は、前年からの繰越事件も含め、不当労働行為事件が4件、労働関係調整法に基づく調整事件が4件、個別労働関係紛争のあっせん事件が7件となっております。

平成25年に係属した不当労働行為事件については、前年の5件（繰越含む）から4件（繰越なし）となっており、すべて繰越となっております。

当労働委員会では、不当労働行為事件の審査期間の目標を1年6月と定め、審査の迅速かつ的確な処理に努めているところであります。

労働関係調整法に基づく調整事件については、すべてあっせんで、前年の11件（繰越含む）から4件（繰越含む）となっており、そのうち解決・取下げが2件、打切り2件となっております。

個別労働関係紛争あっせん事件については、前年の1件（繰越なし）から7件（繰越なし）となっており、そのうち解決が2件、打切りが2件、不開始が3件となっております。

個別労働関係紛争あっせんの周知については、制度紹介のポスター・リーフレットの配布とともに、県広報誌、県広報ラジオ番組やテレビ番組の積極的活用を図るなどPR活動に努めております。

労働委員会の活性化については、全労委による活性化検討委員会の検討結果を踏まえ、引き続きホームページでのトピックス・統計資料等の最新情報の提供や、法テラス、労働組合、経営者協会等とのリンク設定による利便性の向上を図るとともに、委員の積極的な研修機会の確保等に努めているところであります。

当労働委員会では、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成という労働委員会の特色を最大限に活かしながら、調整・審査事件に取り組んでおります。

不当労働行為事件においては、将来的に安定した労使関係の構築を見据え、公正かつ的確に審査を行い、調整・あっせん事件においては、当事者の意向を適切に反映しながら双方の歩み寄りを重視した弾力的で迅速な対応に努めております。

労使各位をはじめ労働問題に関心を寄せておられる多くの方々に広くこの冊子が活用され、当労働委員会の活動について理解を深めていただくと同時に、多少なりとも今後の労使問題解決にお役に立てれば幸甚に存じます。

平成26年3月

沖縄県労働委員会

事務局長 真栄城 香代子

目 次

第1章 労働委員会の概要	1
第1節 組 織	1
1 委 員	1
2 あっせん員候補者	4
3 事務局	5
第2章 会 議	7
第1節 総 会	7
第2節 公益委員会議	13
第3章 不当労働行為の審査	15
第1節 概 況	15
第2節 審査期間の目標及びその達成状況	17
第3節 不当労働行為事件の概要	18
1 平成25年(不)第1号事件	18
2 平成25年(不)第2号事件	19
3 平成25年(不)第3号事件	20
4 平成25年(不)第4号事件	21
第4節 中央労働委員会再審査の概要	22
1 平成23年(不再)第84号事件	22
2 平成24年(不再)第55号事件	22
第4章 労働争議の調整	23
第1節 概 況	23
第2節 調整事件の概要	27
1 平成24年(調)第9号事件	27
2 平成25年(調)第1号事件	28
3 平成25年(調)第2号事件	29
4 平成25年(調)第3号事件	30
第5章 個別労働関係紛争のあっせん	31
第1節 概 況	31
第2節 個別労働関係紛争あっせん事件の概要	35
1 平成25年(個)第1号事件	35
2 平成25年(個)第2号事件	36
3 平成25年(個)第3号事件	37
4 平成25年(個)第4号事件	38

5	平成25年(個)第5号事件	39
6	平成25年(個)第6号・7号事件	40
第6章	労働組合の資格審査等	41
第1節	労働組合の資格審査	41
第2節	地公労法第5条第2項の認定・告示	42
第3節	争議行為予告通知	43
第4節	労働争議の実情調査	43
第7章	各種連絡会議、研修及び広報等	45
第1節	連絡会議	45
1	全国会議	45
2	九州ブロック会議	47
第2節	研 修	50
1	委員関係	50
2	事務局職員関係	52
第3節	広 報 等	53
1	ホームページによる広報	53
2	労働委員会だより	54
資 料		
1	歴代会長	55
2	歴代委員	55
3	歴代事務局長	61
4	叙勲・褒章・表彰等受章者	62
5	年別申請・申立件数の推移	66
6	不当労働行為事件審査の処理状況	68
7	労働争議調整の処理状況	74
8	労働組合資格審査の処理状況	82
9	個別労働関係紛争あっせんの処理状況	84

第1章 労働委員会の概要

第1章 労働委員会の概要

労働委員会は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号。以下「労調法」という。)及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)に掲げる目的を達成するため、労組法第19条の12に基づいて各都道府県に設置される行政委員会であり、地方自治法第180条の5第2項に規定する執行機関である。

第1節 組織

1 委員

当委員会は、労組法第19条の12第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号。以下「労組法施行令」という。)第25条の2の別表第3により、公益委員、労働者委員、使用者委員各5人計15人の委員で構成されている。

平成25年12月16日に第19期委員の任命に伴う会長及び会長代理の改選があり、会長に藤田広美公益委員、会長代理に春田吉備彦公益委員が互選により選出された。平成25年は、次に掲げる第18期委員及び第19期委員により運営された。

なお、第19期委員の任期は平成27年12月14日までの2年間となっている。

第19期沖縄県労働委員会委員名簿

(任期：平成25年12月15日～平成27年12月14日)

区分	委員名	現職(履歴)	在任期間
公益委員	◎ 藤田 広美	弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	平23.12.15～ 連続2期
	○ 春田 吉備彦	沖縄大学法経学部教授	平23.4.12～ 連続3期
	宮尾 尚子	弁護士	平23.12.15～ 連続2期
	照屋 兼一	弁護士	平25.12.15～ 新任
	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部准教授	平25.12.15～ 新任
労働者委員	高良 恵一	連合沖縄事務局長	平25.12.15～ 新任
	益田原 辰彦	沖縄電力総連会長	平23.12.15～ 連続2期
	砂川 安弘	情報労連沖縄県協議会議長	平24.10.5～ 連続2期
	仲村 信正	日本郵政グループ労働組合沖縄 地方本部特別執行委員	平25.12.15～ 新任
	山本 隆司	沖縄県教職員組合中央執行委員長	平25.12.15～ 新任
使用者委員	山城 勝	(社)沖縄県経営者協会常務理事	平25.12.15～ 新任
	石川 眞一	(株)琉球銀行常務取締役	平23.12.15～ 連続2期
	山城 博美	琉球海運(株)代表取締役社長	平25.12.15～ 新任
	上江洲 智一	久米島製糖(株)代表取締役社長	平25.12.15～ 新任
	宮城 諤	沖縄ガス(株)代表取締役社長	平25.12.15～ 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

第18期沖縄県労働委員会委員名簿

(任期：平成23年12月15日～平成25年12月14日)

区分	委員名	現職(履歴)	在任期間
公益委員	◎ 藤田 広美	弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	平23.12.15～ 新任
	○ 春田 吉備彦	沖縄大学法経学部教授	平23.4.12～ 連続2期
	宮城 和博	弁護士	平19.11.29～ 連続3期
	宮里 節子	琉球大学法文学部准教授	平19.11.29～ 連続3期
	宮尾 尚子	弁護士	平23.12.15～ 新任
労働者委員	稲福 史	連合沖縄副事務局長	平23.12.15～平25.10.31 新任(中途退任)
	喜屋武 秀行	沖縄国家公務員労働組合顧問	平19.11.29～ 連続3期
	川平 朝之	航空連合沖縄副会長	平19.11.29～ 連続3期
	濱元 盛任	情報労連沖縄県協議会議長	平23.12.15～平24.8.31 新任(中途退任)
	砂川 安弘	情報労連沖縄県協議会議長	平24.10.5～ 新任(中途就任)
	益田原 辰彦	沖縄電力総連会長	平23.12.15～ 新任
使用者委員	又吉 民人	(社)沖縄県経営者協会専務理事	平19.11.29～ 連続3期
	仲程 通次	内外運輸(株)代表取締役会長	平13.11.5～ 連続6期
	石川 清勇	沖縄電力(株)常任監査役	平17.11.7～ 連続4期
	饒波 正博	ザ・テラスホテルズ(株)業務本部 ディレクター	平19.11.29～平25.9.18 連続3期(逝去)
	石川 眞一	(株)琉球銀行常務取締役	平23.12.15～ 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

2 あっせん員候補者

労働委員会は、労調法第10条及び第11条に基づいて、労働争議のあっせんに当たらせるため、学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作製することとなっている。

当委員会では、沖縄県労働委員会あっせん員候補者に関する内規を設けて委嘱の基準を「①現委員、②前委員、③事務局長、調整審査課長及び審査監」と定めており、これに基づき、あっせん員候補者を委嘱している。

平成25年12月31日現在における委嘱状況は、次のあっせん員候補者名簿のとおりである。

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(平成25年12月31日現在)

氏 名	現 職	委嘱年月日
藤 田 広 美	労 働 委 員 会 公 益 委 員	平成23年12月15日
春 田 吉 備 彦	〃	〃
宮 尾 尚 子	〃	〃
照 屋 兼 一	〃	平成25年12月16日
上江洲 純 子	〃	平成25年12月16日
平 良 恵 一	労 働 委 員 会 労 働 者 委 員	平成25年12月16日
益田原 辰 彦	〃	平成23年12月15日
砂 川 安 弘	〃	平成24年10月18日
仲 村 信 正	〃	平成25年12月16日
山 本 隆 司	〃	〃
山 城 勝	労 働 委 員 会 使 用 者 委 員	平成25年12月16日
石 川 眞 一	〃	平成23年12月15日
山 城 博 美	〃	平成25年12月16日
上江洲 智 一	〃	〃
宮 城 諱	〃	〃
真栄城 香代子	労 働 委 員 会 事 務 局 長	平成25年 4月11日
新 垣 盛 勝	労働委員会事務局参事兼調整審査課長	平成23年 4月14日
幸 地 稔	労働委員会事務局調整審査課審査監	平成25年 4月11日

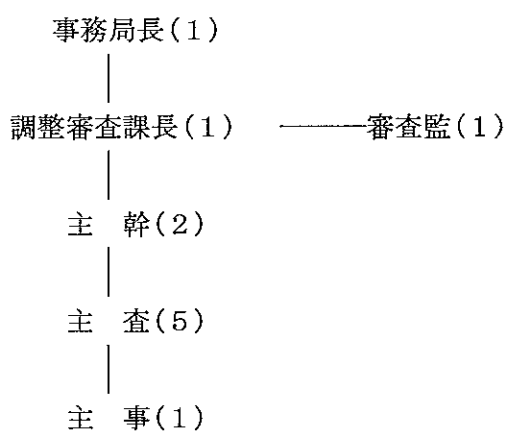
3 事務局

労働委員会事務局は、労組法第19条の12第6項において準用する同法19条の11第1項及び労組法施行令第25条の規定に基づき、委員会の事務を整理するため設置されるものであり、事務局の内部組織は会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

当委員会事務局については、沖縄県労働委員会事務局組織規則(昭和47年沖縄県規則第67号)により内部組織、事務分掌等必要な事項が定められている。

当事務局は、事務局長の下に調整審査課が置かれており、定数は、沖縄県職員定数条例により13人と定められている。事務局の機構図・職員は、次のとおりである。

事務局機構図



事務局職員名簿

課名・職名		氏名	発令年月日
事務局 長		真 栄 城 香 代 子	平成25年4月1日
調 整 審 査 課	課 長	新 垣 盛 勝	平成23年4月1日
	審 査 監	幸 地 稔	平成25年4月1日
	主 幹	米 須 清 一 郎	平成25年4月1日
	主 幹	粟 屋 龍 一 郎	平成24年4月1日
	主 査	大 城 理 孝	平成23年4月1日
	主 査	照 屋 美 加	平成24年4月1日
	主 査	天 久 め ぐ み	平成24年4月1日
	主 査	屋 嘉 部 利 道	平成24年4月1日
	主 査	平 安 名 栄 志	平成23年4月1日
	主 事	大 城 健 司	平成25年4月1日

第 2 章 会 議

第2章 会 議

労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の行政委員会であり、重要事項はすべて会議で決定される。労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。)第3条に基づく会議は、次のとおりである。

- 1 委員の全員で行う総会
- 2 公益委員の全員で行う公益委員会議
- 3 労調法第19条の規定による調停委員会の会議、同法第31条の規定による仲裁委員会の会議、労委規則第5条第5項の規定による小委員会の会議

第1節 総 会

総会は、労働委員会の最高決定機関で、会長の招集のもとに委員全員で行う会議であり、労委規則第4条及び沖縄県労働委員会運営内規(以下「運営内規」という。)第5条によって、原則として毎月第2木曜日に定例総会を開催するものとされている。また、委員の全員が新たに任命された場合、その他会長が必要と認める場合等、必要に応じて臨時総会を開催している。

総会への付議事項は、労委規則第5条第1項の規定により、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱及び解任、臨時のあっせん員の委嘱、調停及び仲裁の開始、委員の罷免、会長及び会長代理の選挙、強制権限の発動、都道府県労働委員会規則の制定及び改廃、特別調整委員の設置等となっている。

また、公益委員会議における決定事項や、あっせん、調停、仲裁に関する報告等も行われる。

平成25年中の総会の開催状況は、次のとおりである。

総 会 開 催 状 況

通 算 回 数	開 催 月 日	議 題
828	1.10	1 承認事項 第827回定例総会議事録について 2 報告事項 (1) 平成24年における不当労働行為事件の審査状況について (2) 調整関係 ア 平成24年(調)第9号事件について イ 平成25年(調)第1号事件について (3) 個別あっせん関係 平成24年(個)第1号事件について 3 労働情報(労働争議実情調査) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について

通算回数	開催月日	議 題
		4 その他 四半期別業務状況（平成24年1月～12月）の中労委への報告について
829	2.14	1 承認事項 第828回定例総会議事録について 2 報告事項 (1) 調整関係 平成25年(調)第1号事件について (2) 争議予告関係 3 労働情報(労働争議実情調査) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について 4 その他 委員特別研修（平成24年度個別労働紛争解決研修〔応用研修〕）の結果について
830	3.14	1 承認事項 第829回定例総会議事録について 2 報告事項 (1) 審査関係 平成25年(不)第1号琉球大学事件について (2) 調整関係 平成25年(調)第1号事件について (3) 個別あっせん関係 平成25年(個)第1号事件について (4) 再審査申立関係 (5) 争議予告関係 3 労働情報(労働争議実情調査) (1) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について (2) 沖縄医療生活協同組合労働争議について 4 その他 (1) 北海道労働委員会業務状況調査について (2) 平成25年度委員積立金予算について (3) 平成25年度総会開催計画(案)について (4) 平成25年度労働委員会当初予算(案)について

通算回数	開催月日	議題
831	4.11	<p>1 承認事項 第830回定例総会議事録について</p> <p>2 審議事項 あっせん員候補者の委嘱について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 審査関係</p> <p>ア 平成25年(不)第1号琉球大学事件について</p> <p>イ 平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>ウ 平成25年(不)第3号(福)沖縄県身体障害者福祉協会(太希おきなわ)事件について</p> <p>(2) 調整関係 平成25年(調)第2号事件について</p> <p>(3) 個別あっせん関係 平成25年(個)第2号事件について</p> <p>(4) 争議予告関係</p> <p>4 労働情報(労働争議実情調査)</p> <p>(1) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について</p> <p>(2) 沖縄医療生活協同組合労働争議について</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 四半期別業務状況(平成25年1月～3月)の中労委への報告について</p> <p>(2) 平成24年度委員積立金決算について</p> <p>(3) 平成25年度諸連絡会議等委員出張計画について</p> <p>(4) 平成25年度事務局体制について</p>
832	5.9	<p>1 承認事項 第831回定例総会議事録について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 審査関係</p> <p>ア 平成25年(不)第1号琉球大学事件について</p> <p>イ 平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>ウ 平成25年(不)第3号(福)沖縄県身体障害者福祉協会(太希おきなわ)事件について</p> <p>(2) 個別あっせん関係</p> <p>ア 平成25年(個)第2号事件について</p> <p>イ 平成25年(個)第3号事件について</p>

通算回数	開催月日	議題
		3 労働情報（労働争議実情調査） (1) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について (2) 沖縄医療生活協同組合労働争議について 4 その他 (1) 平成25年度九州労働委員会会長・事務局長会議の結果について (2) あっせん員候補者の公報登載について
833	6.20	1 承認事項 第832回定例総会議事録について 2 報告事項 (1) 公益委員会議関係 第328回公益委員会議の結果について (2) 審査関係 ア 平成25年(不)第1号琉球大学事件について イ 平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件について ウ 平成25年(不)第3号(福)沖縄県身体障害者福祉協会（太希おきなわ）事件について (3) 調整関係 平成25年(調)第3号事件について (4) 個別あっせん関係 ア 平成25年(個)第2号事件について イ 平成25年(個)第3号事件について (5) 争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査） (1) 沖縄医療生活協同組合労働争議について (2) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について 4 その他 平成25年度九州労働委員会連絡協議会の結果について
834	7.11	1 承認事項 第833回定例総会議事録について 2 報告事項 (1) 公益委員会議関係 第329回公益委員会議の結果について (2) 審査関係 ア 平成25年(不)第1号琉球大学事件について

通算回数	開催月日	議題
		<p>イ 平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件について ウ 平成25年(不)第3号(福)沖縄県身体障害者福祉協会(太希おきなわ)事件について</p> <p>(3) 調整関係 平成25年(調)第3号事件について</p> <p>3 労働情報(労働争議実情調査)</p> <p>(1) 沖縄医療生活協同組合労働争議について (2) 日本トランスオーシャン航空(株)労働争議について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 四半期別業務状況(平成25年4月～6月)の中労委への報告について (2) 全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の結果について</p>
835	8.8	<p>1 承認事項 第834回定例総会議事録について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 公益委員会議関係 第330回公益委員会議の結果について</p> <p>(2) 審査関係</p> <p>ア 平成25年(不)第1号琉球大学事件について イ 平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件について ウ 平成25年(不)第3号(福)沖縄県身体障害者福祉協会(太希おきなわ)事件について</p> <p>(3) 個別あっせん関係 平成25年(個)第4号事件について</p> <p>3 労働情報(労働争議実情調査) 沖縄医療生活協同組合労働争議について</p>
836	9.19	<p>1 承認事項 第835回定例総会議事録について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 公益委員会議関係 第331回公益委員会議の結果について</p> <p>(2) 審査関係</p> <p>ア 平成25年(不)第1号琉球大学事件について イ 平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件について</p>

通算回数	開催月日	議題
		<p>ウ 平成25年(不)第3号(福)沖縄県身体障害者福祉協会(太希おきなわ)事件について</p> <p>(3) 個別あっせん関係</p> <p>ア 平成25年(個)第4号事件について</p> <p>イ 平成25年(個)第5号事件について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 平成25年度公労使委員合同研修の結果について</p> <p>(2) 先島地域労使関係実情調査及び意見交換会の結果について</p>
837	10.17	<p>1 承認事項</p> <p>第836回定例総会議事録について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 公益委員会議関係</p> <p>第332回公益委員会議の結果について</p> <p>(2) 審査関係</p> <p>ア 平成25年(不)第1号琉球大学事件について</p> <p>イ 平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>ウ 平成25年(不)第3号(福)沖縄県身体障害者福祉協会(太希おきなわ)事件について</p> <p>(3) 個別あっせん関係</p> <p>ア 平成25年(個)第4号事件について</p> <p>イ 平成25年(個)第6号、第7号事件について</p> <p>(4) 争議予告関係</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 四半期別業務状況(平成25年7月～9月)の中労委への報告について</p> <p>(2) 平成25年度九州労働委員会公益委員連絡会議の結果について</p>
838	11.21	<p>1 承認事項</p> <p>第837回定例総会議事録について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 審査関係</p> <p>ア 平成25年(不)第1号琉球大学事件について</p> <p>イ 平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件について</p> <p>ウ 平成25年(不)第3号(福)沖縄県身体障害者福祉協会(太希おきなわ)事件について</p> <p>エ 平成25年(不)第4号(株)宮古毎日新聞社事件について</p>

通算回数	開催月日	議 題
		(2) 個別あっせん関係 ア 平成25年(個)第4号事件について イ 平成25年(個)第6号、第7号事件について (3) 争議予告関係 3 労働情報(労働争議実情調査) 沖縄赤十字病院労働争議について
839	12.12	1 承認事項 第838回定例総会議事録について 2 報告事項 (1) 審査関係 ア 平成25年(不)第1号琉球大学事件について イ 平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件について ウ 平成25年(不)第3号(福)沖縄県身体障害者福祉協会(太希おきなわ)事件について エ 平成25年(不)第4号(株)宮古毎日新聞社事件について (2) 個別あっせん関係 平成25年(個)第6号、第7号事件について 3 労働情報(労働争議実情調査) 沖縄赤十字病院労働争議について 4 その他 第68回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について
840 (臨時)	12.16	1 審議事項 会長及び会長代理の選出について 2 その他 (1) あっせん員候補者の委嘱について (2) 各側幹事委員の選出について(結果報告)

第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労組法第24条の規定に基づき公益委員のみで行う会議で、労委規則第8条の規定により必要に応じて会長が招集する。

公益委員会議に付議すべき事項は、労委規則第9条に規定され、次のとおりである。

- ① 労働組合が、労組法に定める手続きに参加し救済を受けるための資格審査並びに法人格取得のための資格審査及び資格証明(労組法第5条、第11条、地公労法第4条)
- ② 不当労働行為救済申立ての審査、決定、命令等(労組法第7条、第27条～第27条の21、第27条の23、地公労法第4条)
- ③ 公益事業における争議行為の予告通知義務違反に対する処罰請求(労調法第42条)

- ④ 地方公営企業等の職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示
(地公労法第5条第2項)
- ⑤ その他会長が必要と認める事項

平成25年の公益委員会議の開催状況は、次のとおりである。

公益委員会議開催状況

通算回数	開催月日	議 題
328	5.9	沖労委平成25年(不)第3号(福)沖縄県身体障害者福祉協会(太希おきなわ)事件の取扱いについて
329	6.20	1 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定手続きの開始について 2 沖労委平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件に係る労働組合資格審査について (1) 沖労委平成25年(資)第4号全日本港湾労働組合沖縄地方本部 (2) 沖労委平成25年(資)第5号全日本港湾労働組合
330	7.11	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定及び告示について
331	8.26	1 沖労委平成25年(資)第6号沖縄森永乳業労働組合に係る労働組合の資格審査について 2 沖労委平成25年(資)第7号日本労働組合総連合会沖縄県連合会に係る労働組合の資格審査について 3 沖労委平成25年(資)第8号うまんちゅユニオン沖縄に係る労働組合の資格審査について
332	9.19	1 沖労委平成25年(不)第1号琉球大学事件に係る労働組合の資格審査について (1) 沖労委平成25年(資)第1号琉球大学教授職員会 (2) 沖労委平成25年(資)第2号国立大学法人琉球大学労働組合 (3) 沖労委平成25年(資)第3号「国立大学法人」琉球大学医学部・附属病院職員労働組合
333	12.12	沖労委平成25年(不)第2号沖縄セメント工業(株)事件について
334	12.12	沖労委平成25年(不)第1号琉球大学事件について

第3章 不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

平成25年に取り扱った不当労働行為事件は、新規申立ての4件であり、すべて次年に繰り越している。

また、平成21年から平成25年における係属事件は18件で、事件の終結状況は、命令・決定6件、和解4件、取下げ4件となっている。(4件は次年に繰越し。)

平成21年から平成25年までの審査の実施状況等は、第1表から第6表までのとおりである。

第1表 不当労働行為事件処理状況

(単位：件)

区分		年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成21年～25年	
係属 件数	前年繰越		2	0	4	4	0	2	
	新規申立		1	6	4	1	4	16	
	計		3 (2)	6	8 (4)	5 (4)	4	18	
終 結 状 況	取 下		1	2	1 (1)	0	0	4	
	和 解	無 関 与		0	0	1	0	0	1
		関 与		0	0	0	3 (3)	0	3
		計		0	0	1	3 (3)	0	4
	命 令 ・ 決 定	救 済		2 (2)	0	2 (2)	1 (1)	0	5 (2)
		棄 却		0	0	0	0	0	0
		却 下		0	0	0	1	0	1
計			2 (2)	0	2 (2)	2 (1)	0	6 (2)	
合 計		3 (2)	2	4 (3)	5 (4)	0	14 (2)		
平均審問回数(回)		1.0	0.0	1.0	0.4	-	0.6		
平均所要日数(日)		348	122	240	378	-	296		
次 年 繰 越		0	4	4 (1)	0	4	4		

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均審問回数、平均所要日数は、その年に終結した事件の平均値である。

③ 「平成21年～25年」欄は、当該期間(5年)を1期間としたときの係属件数等であり、平成21年から25年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申立人別件数(新規申立分)

(単位：件)

申立人	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	計
労 働 組 合		1	6	4	1	3	15
個 人		0	0	0	0	0	0
個人・労働組合		0	0	0	0	1	1
計		1	6	4	1	4	16

第3表 労組法第7条該当号別件数（新規申立分）

（単位：件）

年 各号	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	計
1号	0	0	0	0	0	0
2号	0	4	2	1	2	9
3号	0	0	0	0	0	0
4号	0	0	0	0	0	0
1・2号	0	2	0	0	0	2
1・3号	0	0	2	0	0	2
2・3号	1	0	0	0	1	2
1・2・3号	0	0	0	0	0	0
1・3・4号	0	0	0	0	1	1
計	1	6	4	1	4	16

注) 各号とは、労組法第7条各号のことである。

1号：不利益取扱い、2号：団体交渉拒否、3号：支配介入、4号：報復的不利益取扱い

第4表 従業員数規模別件数（新規申立分）

（単位：件）

年 従業員数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	計
49人以下	0	2	1	1	2	6
50～99人	0	2	3	0	0	5
100～199人	0	1	0	0	1	2
200～299人	0	0	0	0	0	0
300～499人	0	0	0	0	0	0
500～999人	0	0	0	0	0	0
1,000人以上	1	1	0	0	1	3
計	1	6	4	1	4	16

第5表 業種別件数（新規申立分）

（単位：件）

年 業種	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	計
製造業	0	2	3	0	1	6
情報通信業	0	1	0	0	1	2
運輸業	0	0	0	0	0	0
宿泊業	0	1	0	0	0	1
教育、学習支援業	0	0	0	0	1	1
医療、福祉	0	1	1	1	1	4
公務	1	1	0	0	0	2
計	1	6	4	1	4	16

第6表 不当労働行為事件一覧表

No	事件番号	事件名	申立人	請求する 救済内容	申立年月日	終結 区分	審査等 の回数	所要 日数	備考
			被申立人		終結年月日				
1	平成25年 (不) 第1号	琉球大学事件	琉球大学教授職員会 琉球大学労働組合 琉球大学医学部・附属病院 職員労働組合	①団体交渉応諾 ②支配介入の禁止 ③謝罪文書の掲示 等	H25. 3. 13	次年 繰越	調査4 審問2	—	
			国立大学法人琉球大学		—				
2	平成25年 (不) 第2号	沖縄セメント 工業(株)事件	全日本港湾労働組合 全日本港湾労働組合沖縄 地方本部	①団体交渉応諾 ②謝罪文書の提示	H25. 3. 22	次年 繰越	調査4 審問1	—	
			沖縄セメント工業株式会社		—				
3	平成25年 (不) 第3号	(福)沖縄県身 体障害者福祉 協会(太希お きなわ)事件	沖縄(南部)一般合同労働 組合 太希おきなわ自立労働組合 X(個人)	①原職復帰 ②バックペイ ③損害賠償 ④謝罪文書の提示	H25. 3. 26	次年 繰越	調査1	—	
			社会福祉法人沖縄県身体 障害者福祉協会		—				
4	平成25年 (不) 第4号	(株)宮古毎日 新聞社事件	宮古毎日新聞労働組合 沖縄県マスコミ労働組合協 議会 日本新聞労働組合連合会	①団体交渉応諾	H25. 11. 20	次年 繰越	—	—	
			株式会社宮古毎日新聞社		—				

第2節 審査期間の目標及びその達成状況

(1) 審査期間の目標について

労組法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することになっている。

当委員会では、「審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年5月6日沖縄県労働委員会規則第1号）」に基づき、審査期間の目標を「1年6月」と定め、また、審査の実施状況等については、毎年1回、当委員会のホームページ及び年報を利用して公表している。

(2) 審査期間の目標の達成状況について

平成25年に係属した上記4件の審査はすべて次年に繰越となっている。

第3節 不当労働行為事件の概要

1 冲劳委平成25年（不）第1号琉球大学事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	琉球大学教授職員会 組合員数：248人 沖縄国家公務員労働組合国立大学法人琉球 大学労働組合 組合員数：212人 琉球大学付属病院職員労働組合 組合員数：189人			国立大学法人 琉球大学 業 種：教育・学習支援業 従業員数：4,039人		
申立年月日	平成25年3月13日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	2回	和解協議回数	5回
審査委員長	宮城 和博	審査委員	宮尾 尚子	参与委員	(労)益田原 辰彦 (使)石川 眞一	
請求する 救済の内容	1 団体交渉に誠実に応じること 2 謝罪文の掲示 3 支配介入の禁止					
	労働組合法第7条 該当号			第2号、3号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>大学が、退職手当削減に係る団体交渉において、大学の経営実態に応じた説明と資料の開示等を行っていないこと、平成24年12月12日の第4回団体交渉において組合員が「決裂」発言をしたことを理由にその後の団体交渉を拒否していること、大学の規則に基づかずに退職手当削減に係る就業規則の変更届出に伴う過半数代表選出手続を求めたこと及び団体交渉議事録への署名押印を拒否していることは労組法第7条2号及び3号の不当労働行為に当たる。</p> <p>【被申立人】</p> <p>退職手当削減に係る団体交渉において、削減の合理的かつ高度な必要性について十分説明し、説明に必要な予算状況等の資料を提供するなどして誠実に交渉した。</p> <p>平成24年12月12日の第4回の団体交渉で労使双方が決裂を確認したため、以後の団体交渉を行っていないのであり正当な理由がある。</p> <p>また、退職金削減に係る就業規則変更のための過半数代表者選出手続や団体交渉議事録の署名押印に係るやりとりの中で、支配介入に該当するような行為はしていない。</p>						
経 過						
<p>平成25年3月13日の申立て後、委員調査4回、審問2回、和解協議を5回実施した。 (次年へ繰越)</p>						

2 沖労委平成25年（不）第2号 沖縄セメント工業㈱事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	全日本港湾労働組合 全日本港湾労働組合沖縄地方本部 組合員数：667人			沖縄セメント工業株式会社 業種：セメント・同製品製造業 従業員数：106人		
申立年月日	平成25年3月22日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	1回	和解協議回数	1回
審査委員	宮里 節子	参与委員	(労)砂川 安弘	(使)石川 清勇		
請求する 救済の内容	1 人事考課制度に関する団体交渉に誠実に応じること 2 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第2号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>被申立人は、平成24年8月18日、9月10日及び9月21日の査定結果開示及び人事考課制度等に関する団体交渉の申入れに対し、団体交渉の開催を拒否した。</p> <p>2012年秋年末交渉においても、被申立人の態度は変わらず、査定内容や結果の開示については、「会社の裁量権」「判例がある」と繰り返すばかりで、実質的な議論が全くできなかった。</p> <p>このような被申立人の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>本件申立てについて、棄却を求める。</p> <p>被申立人は、円滑・公正な査定業務の実施のため、人事考課結果を開示しない方針である旨の説明を行うとともに、各組合員が不当な取り扱いを受けていないかどうか判断することが可能となるよう、各組合員の賞与額、支給テーブル、支給率及び人事考課評定基準等を開示したにもかかわらず、申立人は、人事考課結果表を開示する必要性について合理的な説明等を行わず、また、具体的な根拠も示さなかったのであり、被申立人の行為は不当労働行為には該当しない。</p>						
経 過						
<p>平成25年3月22日の申立て後、委員調査4回、審問1回及び和解協議1回を実施した。 (次年へ繰越)</p>						

3 沖労委平成25年（不）第3号（福）沖縄県身体障害者福祉協会（太希おきなわ）事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	沖縄（南部）一般合同労働組合 太希おきなわ自立労働組合 A（個人） 組合員数：6人 （太希おきなわ自立労働組合）			（福）沖縄県身体障害者福祉協会 業 種：社会保険・社会福祉・介護事業 従業員数：40人		
申立年月日	平成25年3月26日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	1回	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	春田 吉備彦	参与委員	（労）川平 朝之	（使）又吉 民人		
請求する 救済の内容	1 Aの現職復帰 2 解雇の日の翌日から原職復帰までの間に、Aが受けるはずであった賃金相当額の支払い 3 損害金1千万円の支払い 4 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第1号、第3号及び第4号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>被申立人が、平成24年3月3日にAに対して同年3月31日付けで退所するよう通知したことは、太希おきなわ自立労働組合の執行委員長であるAに対する解雇通告であり、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。また、当該解雇通告は、申立人らが団交応諾を求めて沖縄県労働委員会に対し救済申立を行った同年3月2日の翌日に行われたことから、労組法第7条第4号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>申立人Aは、施設利用契約に基づく就労継続支援B型事業の利用者である。また、厚生労働省の通達では、当該利用者は、作業場への出欠、作業時間、作業量等の自由があり、指揮監督を受けることなく就労するものとされている場合、又は、訓練等の計画が策定されている場合には、労働基準法第9条の「労働者」に該当しないとされている。本件施設においては、当該通達に従い、体調不良等により作業を自由に休むことができ、また個別支援計画等に基づいて利用者を訓練していることから、Aは労働者ではない。</p> <p>Aの退所は、本人及び保護者の了解のもと、利用契約が満了し適正な手続きに沿って行われたものである。他の組合員も太希おきなわ自立労働組合を脱退しており、太希おきなわ自立労働組合は存在しない。</p>						
経 過						
平成25年3月26日の申立て後、委員調査を1回実施した。（次年へ繰越）						

4 沖労委平成25年（不）第4号(株)宮古毎日新聞社事件

当事者	申立人（組合）		被申立人（会社）			
	宮古毎日新聞労働組合 日本新聞労働組合連合 沖縄県マスコミ労働組合協議会 組合員数：8名		株式会社宮古毎日新聞社 業種：映像・音声・文字制作作業 従業員数：41名			
申立年月日	平成25年11月20日		終結年月日	—		
所要日数	—		終結区分	次年繰越		
審査状況	調査回数	—	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	藤田 広美	参与委員	(労) 益田原 辰彦	(使) 石川 眞一		
請求する 救済の内容	1 団体交渉に誠実に応じること					
	2 申立人が賃金等の労働条件に関する団体交渉を申し入れた場合、被申立人の売り上げや人件費などの決算報告、その他賃金決定に影響を及ぼす財務諸表について文書の交付等により開示すること					
	3 申立人が、組合員である契約社員の正社員化要求に係る団体交渉を申し入れた場合、各部署の適正人員や正社員数、正社員各人について登用された経緯等を明らかにすること					
	4 団体交渉の開催時間について、午前8時および午前8時30分を開始時間とすることに固執しないこと					
	労働組合法第7条 該当号		第2号			
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>平成25年春闘要求を議題とする同年4月28日の団体交渉において、被申立人が「夏の賞与については支給するのかわからないのか決めていない」と述べ、支給額、支給基準などの交渉は持ち越された。</p> <p>5月12日、29日の団体交渉においても、被申立人が同様の旨を述べることにより実質的な議論に入れなかった。</p> <p>また、7月9日、16日の事務折衝において、被申立人に対し、賞与を支給する前に団体交渉を行うよう強く申し入れており、被申立人は、16日時点で賞与の有無については「決まっていないと」断言していた。</p> <p>しかし、被申立人は7月17日の朝に、夏季一時金を同月19日に支給することを宣言した。</p> <p>また、被申立人は、各部署の適正人員や正社員数及び正社員登用の実績についての資料の提供を拒否し、財務資料の確認や団体交渉開催時間について不誠実な対応を行った。</p> <p>以上の被申立人の行為は、労組法7条2号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>本件申立について、棄却を求める。</p> <p>被申立人は、事務折衝において、業務に支障の無い範囲で積極的に団体交渉に応諾している。</p> <p>しかし、組合は慣例化している午前8時からの団体交渉を合理的な理由も無く拒み続けている。</p> <p>被申立人は賞与を「賃金規程」に規定しており、支給の義務を前提としておらず、また、団体交渉において、その都度必要な資料を申立人に開示し、説明してきた。</p> <p>被申立人は、団体交渉において、財務資料を申立人に開示した上で、丁寧に説明を行っているが、経営上の秘密に属する資料であるため、録音している状況で数字を読み上げることが許可することはできない。組合は、これまでに組合広報紙において、被申立人が団体交渉で説明した財務内容の一部を掲載したことがある。</p> <p>申立人の組合所属契約社員の正社員化要求は、法律的根拠に基づかない要求であり、人事に対する要求は経営権への介入である。申立人の質問に対し被申立人の見解を説明している。</p>						
経 過						
(次年へ繰越)						

第4節 中央労働委員会再審査事件の概要

1 宮古毎日新聞社不当労働行為事件（平成23年（不再）第84号）

沖労委平成22年（不）第5号（株）宮古毎日新聞社事件に係る平成23年11月28日付け初審命令（同年12月9日交付）に対し、同年12月22日に初審申立人から中央労働委員会へ再審査の申立てがなされたが、平成25年2月6日に和解認定され審査手続は終了した。

2 沖縄県身体障害者福祉協会不当労働行為事件（平成24年（不再）第55号）

沖労委平成24年（不）第1号（福）沖縄県身体障害者福祉協会（太希おきなわ）事件に係る平成24年9月20日付け初審決定（同年10月1日交付）に対し、平成24年10月9日に初審申立人から中央労働委員会へ再審査の申立てがなされ、現在係属中である。

第4章 労働争議の調整

第4章 労働争議の調整

第1節 概況

平成25年に取り扱った調整事件は、前年繰越が1件、新規申請が3件の合計4件で、調整区分は全てあっせんとなっている。このうち1件が解決、2件が打ち切り、1件が取下げにより終結している。

平成21年から平成25年までの調整事件の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 年別取扱状況

(単位：件)

年		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成21年 ～25年
区 分							
係 属 件 数	前年繰越	0	4	1	2	1	0
	新規申請	9	7	3	9	3	31
	あっせん	9	7	3	9	3	31
	調 停	0	0	0	0	0	0
	仲 裁	0	0	0	0	0	0
	計	9	11 (4)	4 (1)	11 (2)	4 (1)	31
終 結 状 況	解 決	2	2 (1)	0	5 (1)	1	10
	打 切	1	5 (3)	1 (1)	4 (1)	2 (1)	13
	取 下	1	2	0	1	1	5
	不 開 始	1	1	1	0	0	3
	計	5	10 (4)	2 (1)	10 (2)	4 (1)	31
	平均調整回数(回)	2.3	1.8	4.0	2.4	1.7	2.2
	平均所要日数(日)	49	56	102	41	33	50
	解決率(%)	66.7	28.6	0.0	55.6	33.3	43.5
次 年 繰 越	4	1	2	1	0	0	

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。

③ 解決率(%) $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$

④ 「平成21年～25年」欄は、当該期間(5年)を1期間としたときの係属件数等であり、平成21年から25年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者		年					計
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
当事者	労働組合	9	7	3	7	3	29
	使用者	0	0	0	1	0	1
	労使双方	0	0	0	1	0	1
職権		0	0	0	0	0	0
計		9	7	3	9	3	31

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数	年					計
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
49人以下	8	2	2	2	1	15
50～99人	0	1	0	3	1	5
100～199人	0	1	0	1	0	2
200～299人	0	1	0	0	0	1
300～499人	0	0	0	0	0	0
500～999人	0	1	0	0	1	2
1,000人以上	1	1	1	3	0	6
計	9	7	3	9	3	31

第4表 業種別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種別	年					計
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
建設業	1	0	0	0	0	1
製造業	0	0	0	2	1	3
電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	0	0	0	1
情報通信業	2	1	0	2	1	6
運輸業、郵便業	1	2	0	1	0	4
卸売業、小売業	0	0	0	0	0	0
金融業、保険業	0	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業	0	1	0	0	0	1
医療、福祉	1	0	1	1	1	4
教育、学習支援業	2	0	0	1	0	3
サービス業	2	1	1	0	0	4
公務	0	1	1	2	0	4
合計	9	7	3	9	3	31

第5表 調整事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	計
組合承認・組合活動			1	0	1	1	1	4
協約締結・全面改定			1	0	0	0	0	1
協約効力・解釈			0	1	0	1	0	2
賃 金 等	賃金増額		0	0	0	0	0	0
	一時金		0	2	0	1	1	4
	諸手当		0	2	0	0	0	2
	その他賃金に関するもの		2	2	0	2	0	6
	退職一時金・年金		0	0	0	1	0	1
小計			2	6	0	4	1	13
給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間		0	0	0	1	0	1
	休日・休暇		2	0	0	0	0	2
	定年制		0	0	0	0	0	0
	その他の労働条件		0	0	0	0	0	0
小計			2	0	0	1	0	3
経 営 又 は 人 事	事業休廃止・事業縮小		0	0	0	0	0	0
	人員整理		0	0	1	0	0	1
	配置転換		0	1	0	2	0	3
	解雇		4	0	1	0	1	6
	その他の経営・人事		5	2	1	1	1	10
小計			9	3	3	3	2	20
福利厚生			0	0	0	0	0	0
団交促進			5	3	2	5	1	16
事前協議制			1	0	0	0	0	1
その他			0	0	0	2	0	2
合計			21	13	6	17	5	62

第6表 調整事件一覧表

No	事件番号	申請者	調整事項	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数
					あっせん員指名年月日			
					終結年月日			
1	平成24年 (調) 第9号	労働者	団交促進	教育、学習 支援業	H24.12.10	打切	2	21
					H24.12.18			
					H25.1.7			
2	平成25年 (調) 第1号	労働者	団交促進、 一時金	製造業	H25.1.9	打切	1	37
					H25.1.10			
					H25.2.15			
3	平成25年 (調) 第2号	労働者	解雇、団交促進	情報通信業	H25.3.28	取下	-	-
					-			
					H25.4.3			
4	平成25年 (調) 第3号	労働者	組合活動	医療、福祉	H25.5.27	解決	2	40
					H25.5.30			
					H25.7.8			

注) 所要日数及び調整回数は、あっせん員指名月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数である。

第2節 調整事件の概要

1 沖労委平成24年(調)第9号事件

当事者	申請者			被申請者		
		S 1 労働組合 組合員数： 248人	S 2 労働組合 組合員数： 212人	S 3 労働組合 組合員数： 190人	法人H	業種：教育、学習支援業
申請年月日	平成24年12月10日	あっせん員指名年月日	平成24年12月18日	終結年月日	平成25年1月7日	
所要日数	21日	調整回数	2回	終結区分	打切	
あっせん員	公益委員 宮城 和博		労働者委員 砂川 安弘	使用者委員 石川 眞一		
調整事項	<p>1 平成24年7月1日から実施された平均7.8%の給与削減の就業規則変更について、不当労働行為の事実を認定し、再交渉を開始すること</p> <p>2 平成25年1月1日から実施予定の退職手当減額について、誠実交渉義務違反を正し、正常なルールに沿って交渉の義務を果たすこと</p>					
申請概要	<p>法人は、給与や退職手当の削減に係る団体交渉において、国家公務員に準拠する必要があること、国家公務員給与の削減に準じた分が法人の運営費交付金から減らされる見込みであり、給与等の削減を実施しなければ法人運営に支障がでるとの説明に終始し、算出根拠や経過説明を尽くしていない。また、給与削減に係る就業規則の変更に伴う過半数代表者の選出について、十分な説明の上で過半数代表者を選出するという労使合意に反し、就業規則を変更したことは労働協約違反である。</p> <p>さらに、退職手当の削減が不利益変更であると認めながらも、十分な代償措置は示していないことなどから、団体交渉の再開や誠実交渉を求めたが、法人が応じなかったことから本件あっせん申請を行った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <p>① 給与削減に係る団体交渉における法人の説明は不十分であること、また、過半数代表者の選出において労働協約違反があったことから再交渉を行うこと。</p> <p>② 退職手当削減に係る団体交渉において、十分な説明を尽くすこと、削減額に見合った代償措置を講じること。</p> <p>③ 団体交渉議事録について、双方確認の上署名捺印を行うこと。</p> <p>【被申請者】</p> <p>① 給与や退職手当削減に係る団体交渉において、削減の経緯、必要性、就業規則の変更などについて十分な説明を尽くしている。</p> <p>法人の説明に合意できないとして、過半数代表者の選出に協力しなかったのは組合らである。</p> <p>② 退職手当削減に伴う代償措置として、12月までに退職する職員を3月まで非常勤として雇用する旨の提案を行っている。</p> <p>③ 議事録については、署名捺印を行うことにより協約書となることから行わない。</p>					
調整経過	<p>平成24年12月26日に第1回あっせんを実施した。</p> <p>あっせん員より、労使双方に対し主張の確認を行い、全国の他の同業種法人の交渉状況や団体交渉議事録の従来の取り扱いについて、次回あっせんまでに確認するよう促した。</p> <p>平成25年1月7日第2回あっせんを実施した。</p> <p>法人は、九州の同業種法人の交渉状況を説明した後、退職手当等の削減に伴う団体交渉の再開には応じられないが、事務折衝として資料の提示及び説明を行うことや、過半数代表者の選出が実施できなかった場合の対応等について組合らと団体交渉を行うことは可能であると述べた。</p> <p>組合らは、法人の説明は不十分であり、退職手当削減に係る団体交渉の再開を再度法人に求めるとしたため、双方の歩み寄りがなく、本件あっせんを打ち切った。</p>					

2 沖労委平成25年(調)第1号事件

当事者	申請者			被申請者		
		S組合 組合員数：671人			H株式会社 業種：製造業(窯業・土石製品製造業) 従業員数：106人	
申請年月日	平成25年1月9日	あっせん員指名年月日	平成25年1月10日	終結年月日	平成25年2月15日	
所要日数	37日	調整回数	1回	終結区分	打切	
あっせん員	公益委員 藤田 広美		労働者委員 稲福 史	使用者委員 石川 清勇		
調整事項	1 冬季一時金一律5万円を要求すること 2 人事考課制度の査定結果を開示すること					
申請概要	<p>組合は、会社の人事考課規定(査定制度)について、査定結果開示等について協議を行う旨の確認書案を提示していたが、会社は合意が難しいと回答した。その後、査定結果開示等について、組合は団体交渉を申し入れたが、会社は、査定方法のみを団交事項とする交渉には応じられないとした。</p> <p>組合は、平成24年秋年末要求において、一時金額の上積み及び査定方法等開示について団体交渉を行ったが、会社は査定開示義務はないとし、会社提示額で妥結するのであれば一時金を支給するとしたため、組合は、本件あっせん申請を行った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 組合員・非組合員の区別なく、従業員に考課結果を開示し、被評定者(従業員)と評定者の面談や査定経過がわかるような制度にしてもらいたい。</p> <p>【被申請者】 査定結果の個別項目の開示については、評価者の公正な査定業務に支障が生じるとし、また、査定そのものの開示義務はない。</p>					
調整経過	<p>会社は、組合からの一律5万円の冬季一時金要求について、明確な根拠がないため応じられないとした。</p> <p>また、査定方法等の開示については、会社は組合に対し、一時金支給前にその決定根拠として考課結果を開示しており、組合が要求する考課結果の個別項目の開示については、過去に評定者に圧力が加かったことがあり、適性な評価ができなくなることから受け入れられないとした。</p> <p>あっせん員が組合に対し、開示の相手や時期などについて意向を確認したところ、組合は、考課結果の開示は個人にでもよいが、一時金に係る団体交渉において必要であるため組合への開示が望ましいとし、考課結果を受けての一時金支給テーブル(考課結果に応じた基本給への掛け率)の決定については交渉事項とすること、人事考課については、不当な評価が行われた場合には交渉事項とすること、考課結果については、①一時金支給金額確定前に個人に開示すること②支給テーブルは交渉事項であることを確認することなどを提案した。</p> <p>また、冬季一時金の額については、査定方法の開示と一体的解決を求めた。</p> <p>あっせん員が会社に対し、組合提案について持ち帰り検討する余地があるか確認したところ、組合の提案する「不当な評価」の具体的内容が不明であるとし、支給テーブルの決定については、現在行っている方法(会社提示後に労使で金額について交渉する)を変更するなら、その具体的理由を説明すべきとした。</p> <p>また会社は、あっせんの継続について、組合提案の詳細が明らかでないので検討のしようがないとし、別用務を理由に退席した。</p> <p>査定方法等の開示について、依然として当事者双方の主張の隔たりが大きく、あっせんによる解決は困難であることから、本件あっせんに打ち切った。</p>					

3 沖労委平成25年(調)第2号事件

当事者	申請者			被申請者		
	S労働組合 組合員数： 8人			株式会社H 業種：情報通信業（映像、音声、文字情報制作業） 従業員数： 42人		
申請年月日	平成25年3月28日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	平成25年4月3日	
所要日数	—	調整回数	—	終結区分	取下	
あっせん員	—		—		—	
調整事項	<p>①団体交渉の促進 ②労使合意書の締結の促進 ③組合員への個別交渉の禁止 ④4月1日以降、労使合意成立までの組合員1名の雇用保証</p>					
申請概要	<p>契約社員組合員の契約更新において、3月27日時点で1名の労働条件が労使合意に至っておらず、組合は、会社に対し3月中での団体交渉の開催を求めたが、会社は、業務多忙とし4月2日以降しか対応できないと拒否した。 労働協約を締結できていない組合員1名について、年度をまたいでも合意するまでは就労を確保するよう求めたが、会社は、「保証しません」と拒否したことから本件あっせん申請を行った。 なお、組合は、会社に対し再度3月28日から3月31日までの間で団体交渉を申し入れている。</p>					
調整経過	<p>平成25年3月28日 組合から労働委員会にあっせん申請書が提出された。</p> <p>3月31日 組合は、会社から団体交渉開催の連絡を受け交渉を行った。 その場で、①団体交渉促進、②労使合意書の締結促進、③組合員へ個別交渉の禁止、④組合員1名の雇用確保を求めた結果、最大の懸案事項であった組合員1名の労働条件について合意に至ったことから、あっせん申請を取り下げることとなった。</p> <p>4月3日 組合からあっせん申請取下書が提出された。</p>					

4 沖労委平成25年（調）第3号事件

当事者	申請者			被申請者		
		S組合 組合員数：171名			H病院 業 種：医療業 従業員数：567名	
申請年月日	平成25年5月27日	あっせん員指名年月日	平成25年5月30日	終結年月日	平成25年7月8日	
所要日数	40日	調整回数	2回	終結区分	解決	
あっせん員	公益委員 藤田 広美		労働者委員 喜屋武 秀行		使用者委員 仲程 通次	
調整事項	組合専用の掲示板を更衣室壁側に早期に設置すること					
申請概要	<p>病院移転前には組合掲示板は職員に十分周知できる場所に設置されていたが、病院移転後には職員の往来がほとんどない場所に設置されたため組合活動の内容を周知する上で十分でない。</p> <p>組合専用掲示板の設置については、病院移転時の平成22年から交渉しており、平成23年11月16日の団体交渉において、設置の合意が得られたが、その後病院が合意を反故にしている。</p> <p>組合としては、病院が設置している掲示板に組合専用のスペースを設けるか、当該掲示板隣の余裕がある部分に組合掲示板を設置してもらいたいと考えている。</p> <p>組合は、以上のことから、組合専用の掲示板を更衣室側に早期に設置することを求め本件あっせん申請を行った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 組合専用の掲示板を更衣室側に早期に設置してほしい</p> <p>【被申請者】 オスプレイ反対等業務と無関係な内容でなければ、4階にある更衣室側の共用掲示板の利用を認めるとしているが、組合が専用掲示板の設置に固執しているため合意に至っていない。</p> <p>4階の更衣室側のほか、3階にも共用掲示板が設置されているが、病院棟近くにあるため、掲示物は学会の開催案内等、業務に関連するものに限定している。掲示物の内容、目的により掲示場所を使い分けている。</p>					
調整経過	<p>第1回あっせん（7月2日）において、病院は、組合専用掲示板の設置について、組合とは合意していない、病院の許可を得て共用掲示板の空いている部分への提示を認めるとした。また、掲示に際して許可を得るよう求めている理由として、設立の趣旨に基づき、政治や思想、宗教等の活動が制限されているためであり、職員個人の思想、信条や組合活動を制限する意図ではないとした。他方、組合は、病院の理念を理解し、掲示物に疑義があれば協議に応じ、選挙での特定政党や候補者を支援する掲示はしない等、覚書を交わす用意もあつた。</p> <p>以上を踏まえ、あっせん案を当事者双方に提示したところ、組合は受諾の意向を示したが、病院が持ち帰って検討するとした。</p> <p>第2回あっせん（7月8日）において、病院は、あっせん案を検討した結果、組合専用掲示板の設置期限を年度内とすること、また、掲示しないものについては、病院の基本原則に基づく理念に反するもの（政治的、宗教的に偏ったもの等）と修正することで、あっせん案を受け入れるとし、当事者双方が受諾し、本あっせんは終結した。</p>					

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

第1節 概況

平成25年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は、新規申請の7件で、終結状況は、解決2件、打切2件、不開始3件となっている。

平成21年から平成25年までの取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 取扱状況

(単位：件)

区 分		年					平成21年 ～25年
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
係 属 件 数	前年繰越	1	0	0	0	0	1
	新 規	15	7	3	1	7	33
	計	16 (1)	7	3	1	7	34
終 結 状 況	解 決	5	3	0	0	2	10
	打 切	6 (1)	3	1	1	2	13 (1)
	取 下	2	0	0	0	0	2
	不 開 始	3	1	2	0	3	9
	計	16 (1)	7	3	1	7	34 (1)
	平均調整回数(回)	1.3	1.7	1.0	1.0	1.0	1.4
	平均所要日数(日)	52	49	34	16	51	49
	解決率(%)	45.5	50.0	0.0	0.0	50.0	43.5
次 年 繰 越	0	0	0	0	0	0	

注) ① () 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に
取下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。

③ 解決率(%) = $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$

④ 「平成21年～25年」欄は、当該期間(5年)を1期間としたときの係属件数等であり、
平成21年から25年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数(新規申請分)

(単位：件)

年		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	計
申請者							
	労働者	15	7	3	1	7	33
	使用者	0	0	0	0	0	0
	計	15	7	3	1	7	33

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

年 従業員数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	計
49人以下	8	6	2	1	2	19
50～99人	3	1	0	0	1	5
100～299人	2	0	1	0	2	5
300～499人	0	0	0	0	1	1
500人以上	2	0	0	0	1	3
計	15	7	3	1	7	33

第4表 業種別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

年 業種	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	計
建設業	0	2	0	0	0	2
運輸業、郵便業	1	0	0	0	0	1
卸売業、小売業	0	1	1	0	0	2
不動産業、物品賃貸業	0	2	0	0	0	2
学術研究、専門・技術サービス業	4	0	1	0	0	5
宿泊業、飲食サービス業	0	0	1	0	0	1
医療、福祉	5	2	0	1	3	11
教育、学習支援業	3	0	0	0	1	4
複合サービス事業	1	0	0	0	0	1
その他のサービス業	1	0	0	0	3	4
公務	0	0	0	0	0	0
計	15	7	3	1	7	33

第5表 あっせん事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	計
経営又は人事	解雇		7	1	2	0	5	15
	配置転換、出向・転籍		0	0	1	0	0	1
	復職		0	0	0	0	0	0
	懲戒処分		0	1	0	0	1	2
	退職		0	0	0	0	0	0
	勤務延長、再雇用		0	0	0	0	0	0
	その他の経営人事		2	2	0	0	1	5
小計			9	4	3	0	7	23
賃金等	賃金未払		3	2	0	0	0	5
	賃金増額		0	0	0	0	0	0
	賃金減額		1	1	0	0	0	2
	一時金		0	0	0	0	0	0
	退職一時金		3	0	0	0	0	3
	解雇手当		0	0	0	0	0	0
	休業手当		0	0	0	0	0	0
	諸手当		0	1	0	0	0	1
	その他賃金		1	1	0	0	0	2
	年金（企業年金・厚生年金等）		0	0	0	0	0	0
小計			8	5	0	0	0	13
給与以外の労働条件	労働契約		0	0	0	0	0	0
	労働時間		0	1	0	0	0	1
	休日・休暇		0	0	0	0	0	0
	年次有給休暇		0	2	0	0	0	2
	育児休業・介護休業		0	0	0	0	0	0
	時間外労働		0	0	0	0	0	0
	安全・衛生		0	0	0	0	0	0
	福利厚生制度		0	0	0	0	0	0
	社会保険		0	0	0	0	0	0
	労働保険		0	0	0	0	0	0
	その他の労働条件		0	0	0	0	0	0
小計			0	3	0	0	0	3
人間関係	セクハラ		0	0	0	0	0	0
	パワハラ・嫌がらせ		4	2	1	1	1	9
	小計		4	2	1	1	1	9
その他			2	2	0	0	1	5
計			23	16	4	1	9	53

注) 申請は複数のあっせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

No	事件番号	申請者	調整事項	業種	申請年月日		終結区分	調整回数	所要日数
					あっせん員指名年月日	終結年月日			
1	平成25年 (個) 第1号	労働者	懲戒解雇	医療、福祉	H25.2.20		不開始	-	-
					-				
					H25.3.7				
2	平成25年 (個) 第2号	労働者	契約更新拒否・雇止め	その他サービス業	H25.3.22		不開始	-	-
					-				
					H25.5.29				
3	平成25年 (個) 第3号	労働者	契約更新拒否・雇止め パワハラ、嫌がらせ	その他サービス業	H25.5.9		不開始	-	-
					-				
					H25.6.17				
4	平成25年 (個) 第4号	労働者	経営又は人事	教育、学習 支援業	H25.8.6		打切	2	92
					H25.8.12				
					H25.11.5				
5	平成25年 (個) 第5号	労働者	契約更新拒否・雇止め その他	その他サービス業	H25.8.9		打切	0	28
					H25.8.15				
					H25.9.5				
6	平成25年 (個) 第6号	労働者	整理解雇	医療、福祉	H25.10.17		解決	1	41
					H25.10.22				
					H25.11.26				
7	平成25年 (個) 第7号	労働者	整理解雇	医療、福祉	H25.10.17		解決	1	41
					H25.10.22				
					H25.11.26				

注) 所要日数及び調整回数は、申請日(当日を含む)から終結日(当日を含む)までの日数である。

第2節 個別労働関係紛争あっせん

1 沖労委平成25年(個)第1号事件

当事者	申請者（労働者）			被申請者（使用者）		
	労働者 S			(資) H 業 種：医療・福祉 従業員数：60人		
申請年月日	平成25年2月20日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	平成25年3月7日	
所要日数	—	調整回数	—	終結区分	不開始	
あっせん員	公益委員 —	労働者委員	—	使用者委員	—	
調整事項	<p>1 平成24年12月28日の処分の取り消し</p> <p>2 職場への復帰</p>					
申請概要	<p>Sは平成24年12月28日に、会社から役員解任通知書を提示され退職を促されたが、その場で退職を拒否すると解任通知書を手交することなく、1か月の自宅謹慎と業務の引継ぎを命じられ、同時に業務用携帯電話等を没収された。その後、会社と面談等を行ったが、話し合いは平行線のままであったところ、平成25年2月14日付けで会社から「役員解任及び退職の通知」が送られてきた。</p> <p>その中には、解任理由の1つとして、セクハラがあげられていたが、Sは、本当に重大なセクハラの実事があれば、セクハラがあったと主張している職員から訴えを起こしてほしいとし、訴えるほどの内容でないのであれば、解任の理由として納得できないとして本件あっせんに申請した。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 平成24年12月28日の処分（自宅謹慎）の取り消しと職場への復帰を求める。</p> <p>【被申請者】 会社は、解任の理由として、Sによるセクハラが原因でやめた職員がいること等を挙げ、Sのさまざまな行動から、Sに対する信頼は失われており、Sを職場へ復帰させることで、他の職員が退職してしまう等施設の維持運営に支障を生じると考えられること、また、Sに対する会社の対応に誤りはないと考えていることから、あっせんには応じられないと主張した。</p>					
調整経過	<p>会社に対し、過去のあっせんでの解決事例を示し、あっせんへの参加を促したが、裁判への対応も準備しているとして、あっせんに応じない意思を文書において明確にしたことから、やむを得ず不開始とした。</p>					

2 沖労委平成25年(個)第2号事件

当事者	申請者（労働者）			被申請者（使用者）	
		労働者 S			H株式会社 業 種：その他サービス業 従業員数：一 人
申請年月日	平成25年3月22日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	平成25年5月29日
所要日数	69日	調整回数	—	終結区分	不開始
あっせん員	公益委員 —	労働者委員 —		使用者委員 —	
調整事項	解雇撤回、または計6か月分の生活費の支払い				
申請概要	<p>Sは、平成24年12月に面接を受けた際、担当者から日給は5,500円と聞かされたが、平成25年1月支給の12月分給与明細では5,224円となっており、採用前の研修日の日当も入っていなかった。そのことをHにファクシミリで質問したところ、担当者から注意を受けた。後日、質問に対する回答書もらったが、勤務日数を減らされ、電話で2月9日までの勤務と解雇通知を受けたため、労働基準監督署に相談に行ったところ、解雇日を3月31日に変更された。その後解雇通知書を交付されたが、Sの代わりに者が雇われており、納得できず、解雇撤回を求めて本件あっせんに申請した。</p>				
当事者の主張	<p>【申請者】 解雇撤回を望むが、それが無理なら、退職を言い渡され勤務日数を減らされた2月から7月までの半年分、通常勤務すべきであった日数分の賃金の支払いを求める。</p> <p>【被申請者】 Sの解雇理由は、会社が警備業務を受託できなくなった配置先から、常任職員を異動させる必要があり、余剰となった人員を整理するため、アルバイト職員から解雇する必要があったためである。警備の受託契約期間は1年であることが多く、配置されている職員も、常任職員を除いてほとんどが1年間の有期契約である。3月31日で雇用が終了しても、次年度も引き続き受託契約あれば、資格や経験等を考慮して必要な人員には声をかけるようにしており、4月1日から引き続き雇用することもある。</p>				
調整経過	<p>あっせん申請後、会社に対し事務局調査を実施し、あっせんの場において解雇理由をSに十分説明し、理解を得られるよう努め紛争解決を図れないかと促したが、会社は、Sは非常勤職員でありあっせんに求める理由に何らの根拠もないとし、あっせんに参加しない旨回答した。</p> <p>事務局職員からHに対し、あっせんに参加するよう再度説得を行うため訪問したいと連絡を入れたが、会社の判断は変わらず、再度の説明も受けないとの姿勢であった。</p> <p>そのため、5月29日に不開始の決定を行い、同日付けでSに通知し、本事件は終了した。</p>				

3 沖労委平成25年(個)第3号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)	
	労働者S			株式会社H 業種:その他サービス業 従業員数:733名	
申請年月日	平成25年5月9日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	平成25年6月17日
所要日数	40日	調整回数	—	終結区分	不開始
あっせん員	公益委員 —	労働者委員 —		使用者委員 —	
調整事項	不当雇止め・パワーハラスメントによって生じた経済的・身体的・精神的損害に対する補償金として112万円請求する。				
申請概要	Sは、平成21年1月より契約社員として勤務してきたが、平成24年10月ころから上司などによるパワハラ行為が顕著になってきた。また、同年11月に電話対応に問題があるなどの理由で、平成25年3月以降の契約更新を行わない旨告知され雇止めとなったが、理由に納得できないとしていとして本件あっせんに申請した。				
当事者の主張	<p>【申請者】 不当雇止め、パワハラに対する補償金として112万円の支払いを求める</p> <p>【被申請者】 ①契約満了退職については、正当な理由と経緯をもって判断しており不当ではないこと、②パワーハラスメントについては、関係者にヒアリングしたところ事実関係を発見できておらず、Sの一方的な主張と考えていることの2点から、あっせんには応じられない。</p>				
調整経過	5月17日に会社に対し事務局調査を実施し、あっせんに参加するよう促したところ、会社が上記の主張を行ったため、会社にあっせんに応じる意思がないと判断し、6月17日付けで、本あっせんの不開始決定を行い、同日付けでSに通知し、本事件は終結した。				

4 沖労委平成25年(個)第4号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)	
	労働者 S			H大学 業種:教育・学習支援業 従業員数: - 人	
申請年月日	平成25年8月6日	あっせん員指名年月日	平成25年8月12日	終結年月日	平成25年11月5日
所要日数	92日	調整回数	2回	終結区分	打切
あっせん員	公益委員 春田 吉備彦		労働者委員 稲福 史	使用者委員 仲程 通次	
調整事項	安全衛生管理責任者業務の停止及び適当と認められる人物または機関への業務委託				
申請概要	<p>Sは、平成10年4月に技術職員(林学)として大学に採用され、大学附属の演習林であるAフィールドに配属され勤務していた。平成19年12月にBフィールドに配置換えされたが、森林管理業務が割り当てられず、ストレスで平成22年秋頃から精神科に通院しており、医師の診断書を人事課へ提出しているが何の反応もないことから、職場環境の改善を図るため、本件あっせん申請を行った。</p>				
当事者の主張	<p>【申請者】 配置換えの業務上の合理性について、納得できるよう説明すること、及び業務内容を見直し、Aフィールドへの配置換えをして森林管理業務を割り当てることを求める。</p> <p>【被申請者】 Sは、上司や同僚に対し、暴言や鎌で威嚇する等しており、Sと他の職員の安全を考えて配置換えを行った。安全衛生管理体制はBフィールドの方が整っていることから、Sの求める配置換えには応じられない。</p>				
調整経過	<p>第1回あっせんにおいて、Sは、Bフィールドへの配置換えには業務上の合理性がなく、能力とかけ離れた程度の低い仕事をさせられるパワハラだと考えているが、Hに対し説明を求めても回答がなく、放置されていたとした。</p> <p>大学は、Sに対して、配置転換や担当業務について何度も説明してきたが、Sの理解が得られず、職員全体で11人しかいないA及びBフィールドにおいて、人事異動方針を明文化することは困難であり、運用で適材適所に配置しているとし、Sの求めるAフィールドへの配置転換には応じられないとした。</p> <p>Sは、配置換えが認められないのであれば、Bフィールド内の街路樹管理や防風林の研究業務を希望するとした。</p> <p>第2回あっせんにおいて、大学は、Sの求めるBフィールド内の担当業務は、民間地域と隣接しているため、Sが周辺住民とトラブルを起こすおそれがあり、業務の変更はできないとした。</p> <p>Sは、樹木医の資格を有する自分に森林管理業務をさせないことは、適材適所の運用とはいえ、配置転換についての説明も納得できないとし、あっせんが打ち切りになってもやむを得ないと表明した。</p> <p>両当事者の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんを行っても解決の見込みがないことから、本あっせんの打ち切りを決定した。</p>				

5 沖労委平成25年(個)第5号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
	労働者S			株式会社H 業種:その他サービス業 従業員数:200~300名		
申請年月日	平成25年8月9日	あっせん員指名年月日	平成25年8月15日	終結年月日	平成25年9月5日	
所要日数	28日	調整回数	0回	終結区分	打切	
あっせん員	公益委員 藤田 広美		労働者委員 川平 朝之		使用者委員 又吉 民人	
調整事項	<p>①会社の手続瑕疵により雇用保険が受給できなかった責任を求める。</p> <p>②雇止めにより生じた損害について生活補償を求める。</p>					
申請概要	<p>Sは、平成18年9月頃に契約社員として採用され、以降3か月ごとに契約を更新してきたが、自己の私傷病等のため、平成24年8月に1週間の所定労働時間が20時間未満のパートタイムとして契約することとなった。</p> <p>平成25年5月に会社から同年6月末で雇止めする旨伝えられ、離職後ハローワークで雇用保険(失業等給付)の受給を申請したところ、離職票が必要と言われたため、会社に依頼して離職票を入手し、再度申請を行った。</p> <p>その際、ハローワークから、平成24年8月の週労働時間が20時間未満となった時点で雇用保健の被保険者資格を喪失しており、それから1年が経過するため、雇用保険を受給できない旨の説明を受けた。</p> <p>Sは、8月9日に前述の調整事項について本件あっせん申請を行った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <p>①平成24年8月の資格喪失時に離職票が交付されていれば雇用保険を給付できたはずで、相当額を補填してほしい。</p> <p>②7年近く勤務しており、雇止めには理由がなく当面の生活を保障してほしい。</p> <p>【被申請者】</p> <p>①離職票の交付は本人が希望しなかったもので、会社に手続上の問題はないこと、②雇止めについては、Sに事業縮小を説明し、Sは退職に合意して退職届を出していることの2点から、あっせんには応じられない。</p>					
調整経過	<p>8月23日に、ハローワーク及び会社に対し事務局調査を行った。</p> <p>ハローワークの担当者によると、雇用保険の資格は喪失するが、雇用自体が継続される場合、本人が自発的に離職票の交付を希望しなければ、交付手続は行われない可能性があるとのことであった。</p> <p>当事者双方の主張・認識に隔たりが大きく、会社があっせんに応じる意思がないことが明確であることから、9月5日付けであっせんの打切りを決定した。</p>					

6 沖労委平成25年(個)第6・7号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
	労働者S1(第6号事件) 労働者S2(第7号事件)			財団法人H 業種:医療福祉 従業員数:18人		
申請年月日	平成25年10月17日	あっせん員指名年月日	平成25年10月22日	終結年月日	平成25年11月26日	
所要日数	41日	調整回数	1回	終結区分	解決	
あっせん員	公益委員 藤田 広美		労働者委員 喜屋武 秀行	使用者委員 仲程 通次		
調整事項	<p>第6号については、解雇撤回。 第7号については、給料1か月分の補償金の支払い。</p>					
申請概要	<p>S1及びS2は、法人と、平成25年4月から1年間の雇用契約を締結した。しかし、8月末に、経営不振のため10月末日をもって解雇すると通告され、納得がいかないとしてS1は解雇撤回、S2は給料1か月分の補償金の支払いを求め、それぞれあっせん申請を行った。</p> <p>※ あっせん開催にあたり、第6号及び第7号事件はそれぞれ別の事件であるが、被申請者が同一であるため、手続きにかかる負担を軽減するため、当事者の了解を得て、あっせん手続きを同時に進めることとした。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 (第6号事件) 解雇理由について経営不振の他に具体的な説明がなく、3人を解雇したが他に1人採用しており、納得できない。 (第7号事件) 雇用契約の終了は受け入れても良いが、不当解雇であるので、解決金として、給料1か月分の補償金の支払いを求める。</p> <p>【被申請者】 解雇理由は経営不振であり、今年度大幅な赤字が出る見込みであることからS1とS2を契約期間途中で解雇することとした。別に採用した1人は、解雇した3人とは職種が異なるため代替ができない。</p>					
調整経過	<p>法人は法律等検討した結果、解雇を撤回したいとし、経営状況は厳しいが契約期間内の給料の支払いに問題のないよう、S1及びS2に担当させる事業を新しく受託しており、職場環境作りにも勤めるとした。</p> <p>これを受け、S1及びS2は法人の提案を受けると表明したため、あっせん案を提示したところ、双方がこれを受諾し本あっせんは終結した。</p> <p>【あっせん案】</p> <p>1 財団法人Hは、S1及びS2に対し、平成25年8月末日に通告した解雇を撤回する。 2 申請者と財団は、本件あっせんに至った経緯にこだわることなく、今後、相互信頼の下、意思疎通を図り、良好な職場環境の確立に努めるものとする。</p>					